

# 関西大学哲学会則

## 総 則

第一条 本会は関西大学哲学会と称する。

第二条 本会は、哲学、倫理学、宗教学、芸術学および美術史に関する研究・教育の補助機関として、会員相互の研鑽ならびに人間の交流をはかることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(一) 毎年一回、定期総会を開催し、また毎年二回、研究発表会を開く。研究発表会は公開とする。また随時、臨時総会、公開または非公開の講演会あるいは研究発表会を開くことがある。

(二) 機関誌『哲学』を年一回、定期的に発行する。

(三) 第二条の目的を達成するため、機関誌の交換等を通じて、学内および学外の諸研究機関との交流を推進する。

(四) 関西大学（以下、本学と略す）の(1)～(3)の各号に属する学生および(4)～(6)の各号に属する院生の研究を補助する。

(1) 文学部総合人文学科哲学倫理学専修

(2) 文学部総合人文学科比較宗教学専修

(3) 文学部総合人文学科芸術学美術史専修

(4) 大学院文学研究科博士課程前期課程総合人文学専攻哲学専修

(5) 大学院文学研究科博士課程前期課程総合人文学専攻芸術学美術史専修

第四条 本会は原則として左記の正会員をもって組織する。

(一) 第三条四項(1)～(3)の専任教員、およびそれ以外の関西大学専任教員の有志

(二) 第三条四項(1)～(6)に在籍する学生および院生

(三) 本学文学部哲学科、本学文学部総合人文学科哲学専修、本学大学院文学研究科哲学専修、および第三条四項(1)～(6)に在籍した者の有志、ならびにそれ以外の本学学生または院生の有志

第五条 本会は左記の賛助会員による協賛をもって運営する。

(一) 第三条四項(1)～(6)の授業担当者ならびに授業担当の経歴ある者のうち、本会の趣旨に賛同す

- る者
- (二) 第三条四項(1)～(6)に在籍した者のうち、  
本会の趣旨に賛同する者
  - (三) その他、本会の趣旨に賛同する者

## 機 関

第六条 本会には次の機関を置く。

- (一) 総会
- (二) 委員会

委員会内に編集委員会を設置する。

第七条 総会は本会の最高議決機関であつて、次のことを審議し議決する。

- (一) 哲学会会則の決定ならびに変更
- (二) 委員・学生委員の選任ならびに解任
- (三) 予算、決算の承認
- (四) その他の重要な事項

第八条 定期総会は毎年一回、委員長がこれを招集する。

このほか、委員会において必要と認める場合には、委員長が臨時に総会を召集しなければならない。

第九条

一 委員会は本会の執行機関として、総会の議決に従

い、本会会則に定める業務を行う。

二 委員会はその業務を処理するため、事務局を本学

文学部哲学倫理学専修・比較宗教学専修・芸術学美術史専修合同研究室に置く。

三 委員は第三条四項(1)～(3)の専任教員全員より選出する。

四 左記の者を学生委員とする。

(一) 第三条四項(1)～(3)の学生より選出される者、各学年各専修一名、計九名

(二) 第三条四項(4)～(5)の院生より選出される者、および第三条四項(6)の院生より選出される者、上限各三名、計六名

第十条 委員会に次の役員を置く。

- (一) 委員長 一名
- (二) 幹 事 一名
- (三) 編集委員 三名

役員は総会において選任する。ただし委員長、幹事は委員中より互選され、また編集委員は委員会が委嘱し、総会がこれを承認する。

第十一条 委員長は、年一回、学生委員を含む合同委員会を開催するほか、必要に応じて委員会を招集する。

第十二条 役員の任期は一年とし、留任をさまたげない。

第十三条 委員長は本会ならびに委員会を統理し、これを代表する。幹事は事務局を統轄し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

第一四条 委員会は、研究発表会における発表者を選考する。

第一五条 編集委員は、本会機関誌『哲学』の編集発行にあたる。編集委員は委員会の決定によつて第三條四項(1)〜(3)の教員に委嘱される。

第一六条 機関誌『哲学』に掲載する論文の採否は、編集委員および委員会の委嘱を受けた審査委員による審査をもつて決定する。

第一七条 編集委員会は前条の目的を達成するため、本学あるいは他の研究機関に所属する審査委員に、『哲学』の論文審査を委嘱することができる。

## 会 計

第一八条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもつてこれにあてる。

第一九条 正会員・賛助会員は、毎年会費(三〇〇〇円)を齎出しなければならない。ただし第三條四項(1)〜(3)に属する学生は、原則として本学入学時に一二〇〇〇円を一括納入するものとする。

第二〇条 会費ないし賛助会費を三カ年連続して未納の者には、機関誌の配布を停止する。

第二一条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもつて終わる。

第二二条 委員会は定期総会において、前年度の決算を報告するとともに当年度の予算案を提出し、その承認を得なければならない。

第二三条 本会は総会において会計監査を一名委嘱する。会計監査は本会の会計を監査する。

付則(一) この会則は、一九九一年六月二九日より効力を生じる。

付則(二) 二〇〇四年七月一〇日改訂。この改訂は、二〇〇四年四月一日付の関西大学文学部改組、および二〇〇五年四月一日付の本学大学院文学研究科改組による組織改編に伴うものである。

付則(三) 二〇一〇年七月三日改訂。この改訂は、二〇〇六年四月一日付および二〇〇七年四月一日付の関西大学文学部改組による組織改編に伴うものである。

委員長(会長) 木岡 伸夫  
幹 事 宮本要太郎  
編 集 委 員 木岡 伸夫  
小田 淑子  
蟻 川 順 子

(敬称略)

会報

懇親会 午後六時〜八時

法文坂レストラン

○平成二二年度 春季大会

日時 平成二二年七月三日(土) 午後一時三〇分〜五

時四〇分

場所 関西大学第一学舎三号館AⅤ-A教室

△総会▽

△研究発表▽

・リハビリテーションの思想と理念

歴史的意味の変遷と哲学的考察

本学大学院博士後期課程 須川重光氏

・「如」に関する一考察―鈴木大拙を手がかりとして―

本学大学院博士後期課程 末村正代氏

・鶴亭の作風とその分類

―江戸時代における長崎派の一考察―

本学大学院博士後期課程 平井啓修氏

○平成二二年度 秋季大会

日時 平成二二年十二月四日(土) 午後二時〜五時五

〇分

場所 関西大学尚文館(大学院棟)五〇二教室

△シンポジウム▽

「現代アートの味わい方」

△講演▽

・音楽とともに暮らす人々と、音楽とともに暮らす私

大阪府立学校教諭 佐藤浩介氏

懇親会 午後六時〜八時

レストラン・チルコロ